

1 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年（令和3年）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の

水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年（令和32年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、我が国は、2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年（令和32年）カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度（令和12年度）の温室効果ガスの削減目標を2013年度（平成25年度）比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年（令和3年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年（令和3年）10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度

(令和12年度)において、温室効果ガスを2013年度(平成25年度)から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度(令和12年度)目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 地球温暖化対策計画における2030年度(令和12年度)温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省(2021)「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

また、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度(令和12年度)までに50%削減(2013年度(平成25年度)比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度(令和7年度)までに95%、2030年度(令和12年度)までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年（令和元年）9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年（令和5年）2月末時点においては871地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億2,000万人を超える計算になります。

(4) 地球温暖化対策を巡る本市の動き

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）により、本市では、伊東市役所地球温暖化対策実行計画（平成14年度～平成18年度）を策定し、温室効果ガスの総排出量5%削減（1999年度（平成11年度）比）を目標として努力してきました。

2007年度（平成19年度）には同計画を更新し、「伊東市役所地球温暖化対策実行計画（エコアクションプラン）平成19年度～平成24年度」として削減目標を6%に上げてさらなる努力を重ねた結果、目標を上回る削減率（2007年度（平成19年度）～2012年度（平成24年度）の平均約9.2%）を達成することができ、2013年度（平成25年度）に更新した「伊東市役所地球温暖化対策実行計画（エコアクションプラン）平成25年度～平成29年度」では、削減目標を5%以上とし、2016年度（平成28年度）実績として、7.44%の削減が達成されました。2018年度（平成30年度）に更新した「伊東市役所地球温暖化対策実行計画（第4次エコアクションプラン）2018年度～2030年度」では、基準年度である2013年度（平成25年度）と比較して2030年度（令和12年度）までに温室効果ガス排出量を40%以上削減する目標としました。

このたび、社会情勢等の変化等に応じて「伊東市役所地球温暖化対策実行計画（第4次エコアクションプラン）2018年度～2030年度」の見直しを行い、改定後の国の政府実行計画（令和3年10月閣議決定）における温室効果ガスの削減目標にあわせ、基準年度である2013年度

(平成25年度)と比較して2030年度(令和12年度)までに温室効果ガス排出量を50%削減する目標とします。また、温室効果ガスの削減目標における率先行動計画(エコアクションプラン)として具体的な取組内容を掲げ、引き続き地球温暖化対策を推進していきます。

2 基本的事項

(1) 目的

「伊東市役所地球温暖化対策実行計画（第4次エコアクションプラン）2018年度～2030年度【後期計画】」（以下「伊東市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に則して、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

伊東市事務事業編の対象範囲は、本市（地方公営企業、議会事務局、各種委員会事務局及び教育委員会（市立学校、教育施設等を含む。）並びに指定管理者制度を導入している市有施設を含む。）の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本市の事務事業においては、 CH_4 （メタン）や N_2O （一酸化二窒素）等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、伊東市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（ CO_2 ）のみとします。

市の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの内訳【2021年度（令和3年度）】

温室効果ガス	排出量（t - CO_2 ）	割合（%）	地球温暖化係数
CO_2 二酸化炭素	13,418.2	97.80	1
CH_4 メタン	44	0.32	25
N_2O 一酸化二窒素	256	1.87	298
HFC ハイドロフルオロカーボン	1.8	0.01	12～14,800
SF_6 六フッ化硫黄	0	0	22,800
PFC パーフルオロカーボン	0	0	7,390～17,340
NF_3 三フッ化窒素	0	0	17,200
合 計	13,720	100.00	

(4) 計画期間

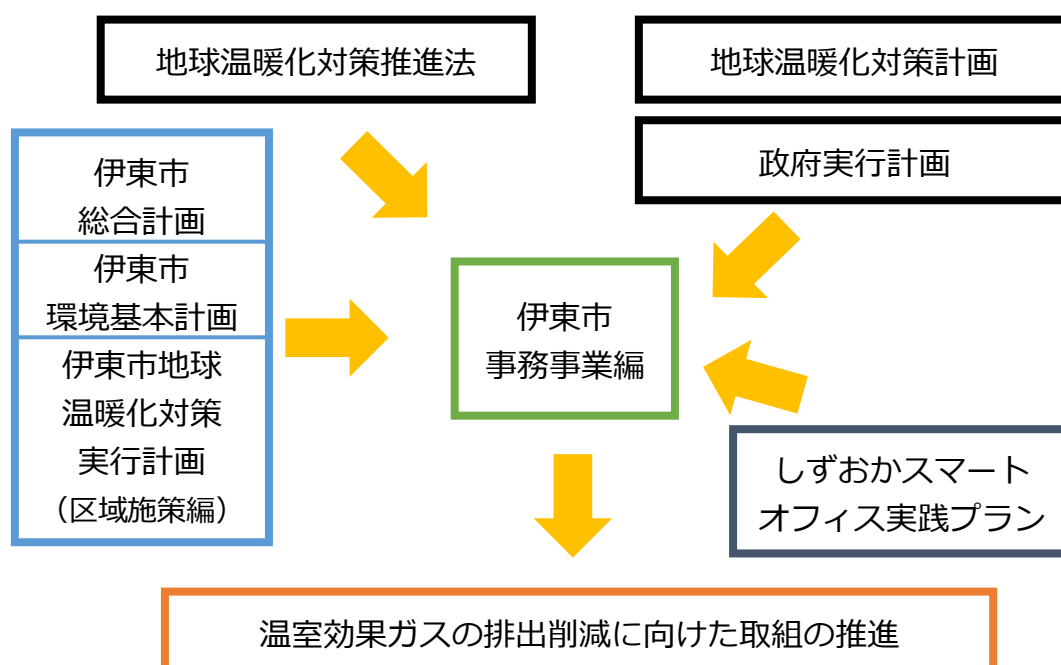
2018年度（平成30年度）から2030年度（令和12年度）末までを計画期間とします。

項目	年度									
	2013 H25	...	2018 H30	...	2021 R3	2022 R4	2023 R5	...	2030 R12	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				計画 見直し		目標 年度	
計画期間			→							

図1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

伊東市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画、伊東市総合計画及び伊東市環境基本計画に則して策定します。



3 温室効果ガスの排出状況

(1) これまでの温室効果ガス総排出量等の推移

(単位：t-CO₂)

	2013年度 H25年度 (基準値)	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	5か年 平均
総排出量	16,457	14,741	14,230	14,034	13,780	13,720	14,101
基準年度比	-	△10.43%	△13.53%	△14.72%	△16.27%	△16.63%	△14.32%

(2) これまでの主要エネルギー使用量等の推移 (内訳)

(単位：t-CO₂)

	2013年度 H25年度 (基準値)	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	5か年 平均
電気	13,986	12,486	12,061	11,872	11,638	11,329	11,877
基準年度比	-	△10.73%	△13.76%	△15.12%	△16.79%	△19.00%	△15.08%
都市ガス	217	181	257	273	203	188	220
基準年度比	-	△16.59%	18.43%	25.81%	△6.45%	△13.36%	1.38%
LPG	293	442	502	478	621	634	535
基準年度比	-	50.85%	71.33%	63.14%	111.95%	116.38%	82.59%
ガソリン	223	150	134	151	140	141	143
基準年度比	-	△32.74%	△39.91%	△32.29%	△37.22%	△36.77%	△35.87%
軽油	335	242	244	227	211	217	228
基準年度比	-	△27.76%	△27.16%	△32.24%	△37.01%	△35.22%	△31.94%
その他※	1,403	1,240	1,032	1,033	967	1,211	1,097
基準年度比	-	△11.62%	△26.44%	△26.37%	△31.08%	△13.68%	△21.81%

※A重油・灯油・ガソリン (車両) ・軽油 (車両) ・エアコン (車両) ・浄化槽

(3) 温室効果ガスの排出量の増減要因

ア 増加要因

- (ア) 高齢者福祉施設の増床
- (イ) 記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加
- (ロ) 小中学校施設のエアコンの導入に伴うエネルギー消費量の増加

イ 減少要因

- (ア) 駿東伊豆消防組合発足に伴い本市の消防業務が移譲されたため、消防施設が対象外となったことによる減少
- (イ) 小学校の統合、幼稚園の休園等による減少

4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度（令和12年度））に、基準年度（2013年度（平成25年度））比で50%削減することを目標とします。

表2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 2013年度 (平成25年度)	目標年度 2030年度 (令和12年度)
温室効果ガスの排出量	16,457 t - CO ₂	8,228 t - CO ₂
削減率	—	50%

5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量及び都市ガス、LPG、ガソリン、軽油、重油等の燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

「4 温室効果ガスの排出削減目標」を達成するため、分野別に配慮する取組項目を以下に示します。

ア 物品等の購入に当たっての配慮 ()内は対象となる製品例

①	用紙類の購入【情報用紙】 ・古紙配合率の高い用紙の使用（コピー用紙、更紙） ・白色度の低い製品の使用（OA用紙、画用紙、封筒、工作用紙、板目表紙）
②	用紙類の購入【印刷用紙】 ・古紙配合率の高い印刷物の発注（名刺、帳票類） ・非塗工紙の使用（報告書、広報誌、ポスター・パンフレット・冊子）
③	用紙類の購入【衛生用紙】 ・再生紙が使用されている製品の使用（トイレトペーパー、ティシュペーパー、ペーパータオル）
④	電気製品 ・エネルギー消費効率の高い製品の導入（省エネ機器） ・エネルギー消費効率の高い製品への更新（省エネ機器） ・適正規模の機器選択（プリンタ、テレビ、ファクシミリ、自動パワーオフ製品） 節水型製品の導入（設備機器） ・耐用年数を考慮した節水型製品への更新（トイレの流水音発生装置、自動水栓） ・自動販売機の台数見直し
⑤	公用車 ・次世代自動車【燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）等】の導入 ・最適な経路の選択、VICSの活用、カーナビゲーションなどの経路案内（渋滞回避）ができる機器の導入
⑥	文具・事務機器等 ・再生紙が使用されている製品の購入（付箋紙、フォルダ、綴込表紙、封筒、フラットファイル、バインダー、レバーファイル、パンフレット・冊子、文書保存箱） ・再生できる用紙類の購入 ・間伐材、未利用繊維等から作られた製品の購入 ・廃プラスチックから作られた製品の購入 ・その他紙以外の再生された製品の購入（トナーカートリッジ、事務用プラスチックファイル、鉛筆、ボールペン、シャープペン、蛍光ペン）
⑦	容器・包装材 ・簡易包装された商品の購入

	<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え可能な製品の購入（液体石鹸、ボールペン芯、合成のり） ・リサイクルの仕組みが確立している包装材の選択
⑧	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「伊東市電力の調達に係る環境配慮方針（仮称）」の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指す。 ・「伊東市環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいた製品の調達を進める。 ・指定管理者の募集や協定書内容に省エネ、温室効果ガス排出削減への配慮を行うことを明記する。 ・長期使用が可能な製品の購入（部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品、機能拡張性の高い製品）

イ 物品等の使用に当たっての配慮（ ）内は配慮の詳細

①	<p>用紙類の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用紙類の使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ○資料、事務手続の簡素化（添付資料の見直し、内部資料の裏紙使用、資料の1案件1枚化、要約版・概要版の作成・利用） ○文書、資料の共有化・電子化によるペーパーレス化（電子メール・共通ポータルへの活用） ○コピー・印刷の適正化（両面印刷、両面コピー、集約機能の利用、ミスコピーの防止） ・再生紙使用マークの印刷（ページ数・部数の適正化、大きさ等規格の統一化） ・使い捨て製品の使用自粛（ペーパータオル等）
②	<p>水の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水使用量の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ○トイレ用水の水量調節（節水フラッシュバルブの使用） ○水道水圧の調節 ○洗面所での弁の調整 ○日常的な節水の励行
③	<p>エネルギーの使用（電気）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ○照明は、必要な箇所・必要な時間のみ点灯（始業前、昼休み、時間外は必要な部分以外は消灯。トイレ、会議室、倉庫、更衣室等は未使用時は消灯） ○パソコン、コピー機等は省エネモードを活用するとともに、退庁時は主電源を切る。 ○空調機器の管理（使用抑制、窓・出入口の開放禁止、適温励行、保守点検、吹き出し口の開放、フィルタの定期的な清掃） ○エレベータの使用削減（階段の利用、支障のない範囲での間引き運転） ○ブラインド・カーテンの利用・工夫・調節 ○業務に支障がない限り定時退庁を心がけ、時間外勤務に係る電気使用量の削減に努める。 ○ボイラー等の適正運転の管理 ○クールビズ、ウォームビズの実践 ○自動販売機の照明の消灯
④	<p>エネルギーの使用（公用車燃料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車を利用する際は、できるだけ低排出車（低燃費車、軽自動車、ハイブリッド車）を選択し、エコドライブを実践する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎間の定期便の設定 ・相乗りの励行 ・車両整備（タイヤ空気圧調整、黒煙排出状況の点検）
⑤	<p>エネルギーの使用（その他燃料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス使用量の抑制（冷暖房温度設定の適正化） ・重油使用量の抑制
⑥	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の修繕 ・製品の再利用（繰り返し使用） <ul style="list-style-type: none"> ○用紙、事務用品の再利用（使用済封筒、フラットファイル、付箋紙、レバーファイル、ボックスファイル、クロス表紙、ファイリングフォルダ、カレンダー等の裏紙使用） ○紙製事務用品の回収箱設置 ○遊休物品の登録制度 ○容器又は包装の再利用

ウ 廃棄に当たっての配慮（ ）内は配慮の詳細

①	<p>廃棄物排出量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみの排出量を 2030 年度に、基準年度（2013 年度）比で 17%削減する。 ・紙類などのリサイクル可能なゴミの分別を徹底し、可燃ゴミを削減する。 ・マイカップ、マイボトル、マイバッグを使用し、ゴミを削減する。
②	<p>資源化、リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用紙類、廃棄文書、図書等の資源化（分別収集の徹底（資源回収ボックスの設置）） ・容器又は包装の資源化（容器包装プラスチック類） ・分別収集用回収容器の設置（新聞紙、雑誌・本、ダンボール、雑紙等、ペットボトル、空き瓶、空き缶） ・リサイクルへの要請（トナーカートリッジの回収要請） ・使用していない文具は、机の引き出しの中に眠らせておかず、共有する。
③	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替フロン回収等（家庭用エアコン、カーエアコン、家庭用冷蔵庫等の代替フロンの回収・再利用・破壊）

エ 設計、施工に当たっての配慮（ ）内は配慮の詳細

①	<p>緑化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺や屋上の緑化 <ul style="list-style-type: none"> ○敷地、屋上の緑化 ○地元種を用いた緑化 ○野生植物の移植等
②	<p>温室効果ガスの排出の少ない設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器の更新 <ul style="list-style-type: none"> ○設備機器の更新時には省エネ型のものを選択する。 ○照明器具の取替えに当たっては、LEDの採用を基本とする。 ○トイレや利用頻度の低い廊下等は、人感センサーの導入を検討する。 ○トイレには、節水型トイレ、流水擬音装置の導入を推進する。 ・工事車両からの温室効果ガスの排出抑制

	<ul style="list-style-type: none"> ○運搬車両台数、運転時間、運搬ルート等運行方法の事前検討 ○環境監視の実施 ○建設省指定低公害型建設機械リストの業者への配布
③	<p>省エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断を実施し、既存施設の効果的な省エネ対策を把握する。なお、施設所管部署においてはその結果を有効活用することとし、特に運用改善により省エネが可能な提案は可能な限り早く実施し、投資が必要な提案は投資回収を考慮の上、実施に努める。 ・太陽光等自然エネルギーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ○自然光に配慮した照明器具の配置 ○自然光を取り入れる工夫（トップライトの採用、自然光が入りやすい部屋割り、窓の配置） ・断熱性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○外気の流入・遮断が可能な建具の採用 ○複層ガラス、熱反射ガラスの採用 ・省エネルギー型建築設備 <ul style="list-style-type: none"> ○エレベータ運転の高度制御装置の導入 ○省エネルギー型照明機器（人感センサー、プログラマブルリモコンスイッチ、昼光センサー、インバータ制御機器、タイマー制御、調光装置） ○エリアに配慮したスイッチ回路 ○省エネルギー型空調設備の採用 ・未利用エネルギーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ○下水排熱の活用（ヒートポンプの利用） ○汚泥焼却排熱の活用 ○ごみ焼却余熱の活用
④	<p>再生可能エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減する。
⑤	<p>温室効果ガスの低減に資する素材の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない型枠の利用 <ul style="list-style-type: none"> ○合板型枠の効率的・合理的利用 ○鋼板等の型枠使用 ○柱・はり等の型枠の使用削減 ○型枠を使用しない工法の採用（打ち込み型枠、プレキャストコンクリート等） ・再生資材の利用（建設廃材、表層基層用再生加熱アスファルト混合物、スラグ・廃ガラス等、再生セメント安定処理路盤材、木材チップ、再生石灰安定処理路盤材、再生砕石、再生合板・プラスチック再生品、再生粒度調整砕石、汚泥改良土の利用、再生加熱アスファルト混合物、汚泥焼成レンガ利用） ・再生資源利用計画書等の提出 ・建設副産物の有効利用
⑥	<p>廃棄物の減量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物の発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ○発生を抑制する工法、使用資材の採用（打ち込み型枠の採用、鋼製型枠・鋼製足場の採用規格品、2次製品の採用検討、鋼製・PC床版の採用検討、仮設工事の構真柱のPC化、FR鋼の採用、鉄筋工事におけるフープ・スターラップの場外加工、シールド等工法での汚泥・安定液を使用しない工法の優先、カーテンウォールの採用、包装・梱包材の簡素化、内装工事の乾式間仕

	<p>切りの採用、外装工事におけるタイル等の打ち込みによるPC化、外装のパネル化、システム天井の採用、設備のユニット化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源物の分別保管施設の設置
⑦	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の総量最適化や維持管理経費の最適化など、市有施設を経営的視点で総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメントを推進する。 ・「“ふじのくに”エコロジー建築設計指針（静岡県）」などに基づき、省エネルギー、省資源など環境保全に配慮した施設の整備に努めます。 <p>“ふじのくに”エコロジー建築設計指針（静岡県） https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-150/shizuokaeco.html</p>

オ 修理、解体に当たっての配慮 ()内は配慮の詳細

①	<p>廃棄物の減量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築廃棄物の処理状況の確認 ・請負者への建設廃棄物処理計画書の提出 ・請負者への分別排出の徹底指示（再生可能品目、管理型産業廃棄物、一般廃棄物、中間処理に適合した品目、安定型産業廃棄物、処理困難物） ・建設廃棄物の再資源化 <ul style="list-style-type: none"> ○分別回収（アスファルト・コンクリート塊、廃木材、焼却灰、コンクリート塊、アルミ・鉄くず、下水道汚泥、路盤材、残土） ○下水道汚泥の資源化 ○汚泥再資源化製品の普及、販路拡大 ○電線等のリサイクル ・廃棄物の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ○発生量の把握 ○他の公共事業との情報交換、調整 ○一部保管用ストックヤード整備
②	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替フロンの回収等 <ul style="list-style-type: none"> ○修理時、廃棄時の代替フロンの回収、再利用、破壊

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

ア 基本方針

本計画は、全庁的な取組により推進を図ります。

イ 伊東市役所地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）の設置

実行計画を推進するため、推進本部を設置します。本部長は市民部を担任する副市長を、副本部長は他の副市長を、本部員は部長職とします。

ウ 伊東市役所地球温暖化対策推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）の設置

推進本部に幹事会を設置します。幹事長は市民部長を、副幹事長は環境課長を、幹事は別表の課長とします。実行計画の実施状況により、実行計画の実施及び推進施策について協議します。

エ 伊東市役所地球温暖化対策責任者（以下「責任者」という。）の設置

各部署に責任者を置きます。責任者は、課（事務所・局）長及び小中学校長とします。

オ 伊東市役所地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）の設置

各部署、各施設等に推進員を置きます。推進員は、課長補佐相当職、係長相当職、教頭（小中学校）、園長又は教頭・副園長（幼稚園、保育園）から、責任者が指名します。

カ 推進本部事務局の設置

市民部環境課に伊東市役所地球温暖化対策推進本部事務局を置きます。

(2) 点検・評価・見直し体制

伊東市事務事業編は、P l a n（計画）→ D o（実行）→ C h e c k（評価）→ A c t（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、伊東市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

ア 毎年のPDCA

伊東市事務事業編の進捗状況は、責任者が事務局に対して報告を行い

ます。事務局はその結果を整理して幹事会に報告します。幹事会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を協議・検討します。推進本部は幹事会で行われた進捗状況の点検・評価及び次年度の取組の方針を審議し、次年度の取組の方針を決定します。

イ 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

幹事会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、見直し予定時期に改定要否の協議・検討を行い、必要がある場合には、伊東市事務事業編の改定について協議・検討します。推進本部は幹事会で行われた進捗状況の点検・評価又は伊東市事務事業編の改定について審議し、改定の要否を決定します。

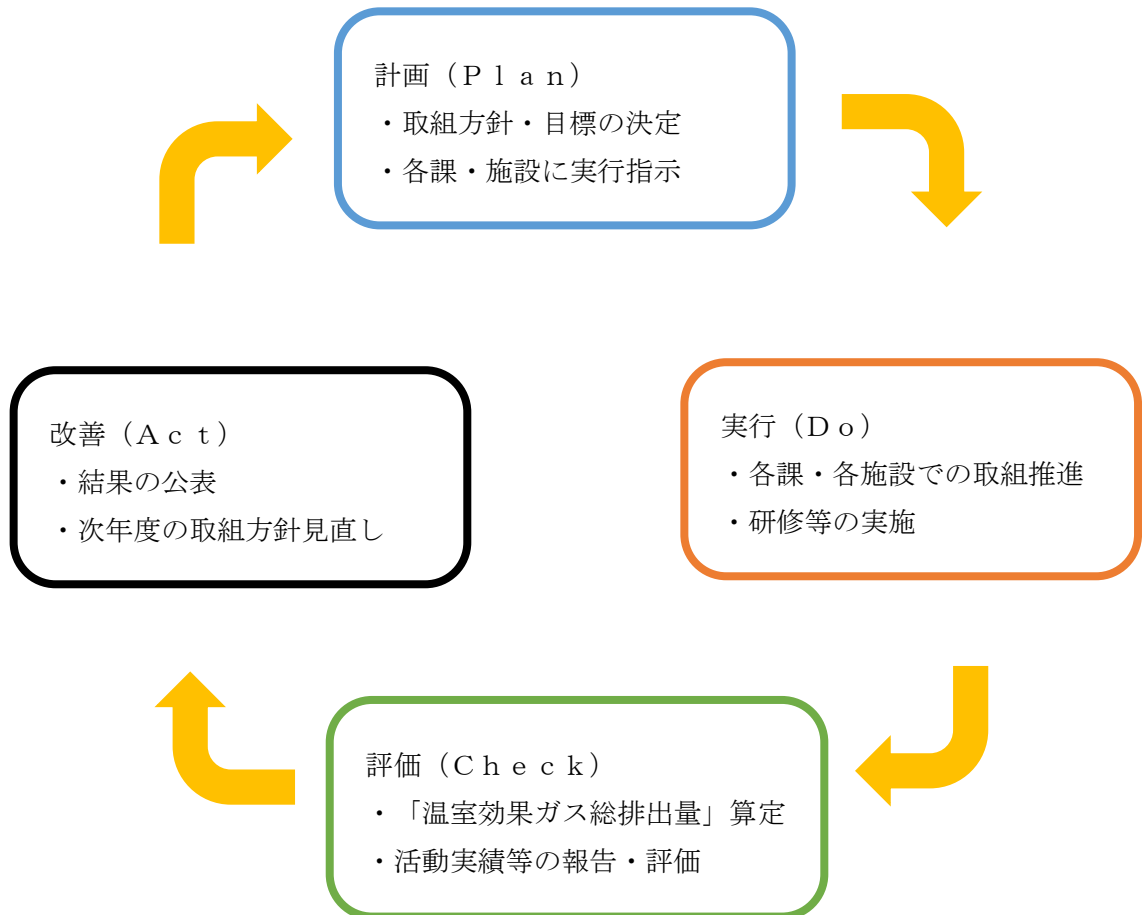


図2 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

伊東市事務事業編の進捗状況は、本市のホームページで毎年公表します。

7 職員に対する研修等

- (1) 職員が、環境に関する研修会、講演会及びボランティア活動などに参加しやすい職場づくりに努めます。
- (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修機会の提供、情報提供等の実施に努めます。
- (3) 職員の提案を取り入れます。

8 構成・役割

区 分	該当者及び該当組織	役 割
推進本部	本部長 副市長 本部員 部長職	年度ごとの実績評価 部内の連絡調整 実行計画の推進方を決定
幹事会	幹事長 市民部長 幹事 別表のとおり	年度ごとの実績評価検討 実行計画推進施策の検討及び部内の連絡 是正措置の検討
責任者	課（事務所・局）長 及び小中学校長	推進員の指名及び指導 所管施設等の取組状況の管理、監督
推進員	課長補佐相当職係長相当職 等で責任者が指名する者	取組状況の把握 所管職員への周知改善指導 日常的点検、管理
職員	職員（再任用職員及び会計 年度任用職員も含む。）	行動の実践 自己点検 具体的行動の提案
事務局	環境課	実績のとりまとめ 先進事例等情報の収集及び職員に対する研 修や情報の提供 会議の庶務

(幹事会)

幹 事 長	市民部長
副 幹 事 長	環境課長
幹 事	企画課長
幹 事	危機対策課長
幹 事	庶務課長
幹 事	資産経営課長
幹 事	社会福祉課長
幹 事	観光課長
幹 事	建設課長
幹 事	水道課長
幹 事	教育総務課長

1 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	主な排出源
CO ₂ 二酸化炭素	照明、空調、車両
CH ₄ メタン	稲作、家畜
N ₂ O 一酸化二窒素	農用地の土壌、家畜排せつ物処理
HFC ハイドロフルオロカーボン	業務用冷凍空調機器
SF ₆ 六フッ化硫黄	粒子加速器、電気絶縁ガス使用機器
PFC パーフルオロカーボン	半導体・液晶製造、洗浄剤・溶剤
NF ₃ 三フッ化窒素	半導体・液晶製造

2 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

(1) ZEBの定義

ア 定性的な定義

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物

イ 定量的な定義

ZEB	以下の(1)及び(2)のすべてに適合した建築物 (1) 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減 (2) 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減
Nearly ZEB	以下の(1)及び(2)のすべてに適合した建築物 (1) 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減 (2) 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減
ZEB Ready	再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減

3 電力の調達に係る環境配慮方針

温室効果ガスの排出削減について、契約の段階で環境負荷の低減を図るための考え方として、国では「環境配慮契約法基本方針」を定め、業務に関する諸契約について温室効果ガス等の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の具体的な方法を示している。

※ 環境配慮契約法

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）

公布 平成19年5月23日

施行 平成19年11月22日

<目的>

国等の契約において、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた物品や役務等を供給する者を契約相手とする仕組みを構築

⇒ 国や地方公共団体等の温室効果ガス等の排出削減

⇒ 持続可能な社会の構築

<対象となる契約>

(1) 国、地方公共団体等の契約すべて

(2) 国の基本方針（平成19年12月7日閣議決定、平成26年2月4日変更閣議決定）により具体的な契約配慮の考え方を示している契約
類型

ア 電気の供給を受ける契約

(7) 裾切り方式の導入

(4) 入札参加資格で環境に配慮した一般競争入札

イ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

総合評価落札方式の導入

ウ 船舶の調達に係る契約

(7) 環境配慮型プロポーザル方式の導入（船舶の設計）

(4) 裾切り方式の導入（小型船舶の調達）

エ 省エネルギー改修事業（ESCO）に係る契約

総合評価落札方式

- オ 建築物の設計に係る契約
環境配慮型プロポーザル方式の導入
- カ 産業廃棄物の処理に係る契約
裾切り方式の導入

< 地方公共団体に対する規定（環境配慮契約の努力義務） >

- (1) エネルギーの合理的かつ適切な使用 ⇒ 使用量の削減（第4条）
- (2) 環境配慮契約の推進 ⇒ 供給サイドへの働きかけ
- (3) 環境配慮契約の推進に関する方針の作成（第11条第1項）

4 グリーン購入の促進

本市では平成15年10月に、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に基づき、環境防災課（当時。現在は環境課）と財政課（当時。現在は庶務課）で「伊東市環境物品等の調達に関する基本方針」を策定した。

※ 物品等の調達に関する基本的方向

物品等の調達に当っては、以下の要件を考慮する。

- (1) 従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点を考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。
- (2) 環境負荷をできるだけ低減させる観点から、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁など多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。
- (3) 物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、グリーン購入法第11条の規

定を念頭に置き、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークやWeb会議システムの導入による非対面業務への切替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

5 省エネ法

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）は、石油危機を契機として昭和54年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されました。主にエネルギーの使用状況の管理及び報告の義務付けを規定しています。

東日本大震災後、日本は電力需給の逼迫に直面し、従来からのエネルギーの使用の合理化の強化に加え、電力需給バランスを意識したエネルギー管理が求められたこと等から平成25年に改正され、「電気の需要の平準化」の概念が追加されています。

※ 省エネ法の概要

<目的>

国内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保のため、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置を講じ、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

<事業者の取り組むべき事項>

管理標準の設定、省エネ措置の実施等

<事業者の目標>

エネルギー消費原単位（エネルギー使用量を、床面積等エネルギー使用量と密接な関係を持つ数値で割った値）又は電気需要平準化評価原単位（夏期・冬期のピーク時間帯の電気使用量を1.3倍して算出した原単位）を中長期的にみて年平均1%以上低減することを目標とする。

＜特定事業者の指定＞

設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が1,500k1以上である事業者を「特定事業者」として指定

＜エネルギー管理統括者・管理企画推進者＞

- ・ 特定事業者は、エネルギーを消費する設備の維持等を統括管理する「エネルギー管理統括者」を選任
- ・ 特定事業者は、エネルギー管理統括者を補佐する「エネルギー管理企画推進者」を選任

＜エネルギー管理指定工場の指定＞

- ・ エネルギーの年度の使用量の合計量が3,000k1以上の工場を「第一種エネルギー管理指定工場」として指定
- ・ エネルギーの年度の使用量の合計量が1,500k1以上3,000k1未満の工場を「第二種エネルギー管理指定工場」として指定

＜エネルギー管理者（員）＞

エネルギー管理指定工場ごとに、エネルギーを消費する設備の維持等を管理する「エネルギー管理者（員）」を選任

＜中長期計画書・定期報告書＞

- ・ 特定事業者は、毎年度、エネルギーの使用の合理化の目標達成のための中長期的な経過を作成し国に提出する。
- ・ 特定事業者は、毎年度、エネルギーの使用量等を国に報告する。

※ 地方公共団体の省エネ法の対応

- ・ 地方公共団体全体のエネルギー管理が義務付けられる。
- ・ 資産管理を首長以外の者が行っている場合は、独立した別事業者として捉える。

例) 地方公営企業（水道事業等）、学校（教育委員会）

- ・ 指定管理者制度については、財産取得、処分を行える規定が無いため、

施設設置の地方公共団体が省エネ法上のエネルギー管理を行う。

※ 本市における省エネ法の庁内推進体制

- 省エネ法においては、市長部局・水道事業・教育委員会がそれぞれ独立した別事業者
- 全庁的に省エネルギー対策を推進する。
- 令和3年度末現在、省エネ法に基づく「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー管理企画推進者」を選任する事業者は、市長部局及び水道事業